

## Ⅲ 平成26年度事業計画

### (Ⅰ) 特別養護老人ホーム

#### ホームの理念

- ・利用者と一緒に“生活の場”を築きます
- ・その人らしさを大切に“個別ケア”を実践します
- ・“地域社会から信頼される施設”を目指します

#### 1. 施設運営の基本方針

当施設は、ホームの理念に基づき、利用者が、安心して日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。

事業の推進にあたっては、次の事項を重点に運営することとする。

- (1) 生命の安全を確保する。
- (2) 心身の健康と機能の維持・向上を図る。
- (3) 快適な生活環境を整える。
- (4) 要介護状態等に応じたサービスの充実・提供を図る。
- (5) 自己決定の尊重と支援。
- (6) 家族及び地域との連携。

#### 2. 事業実施計画

各部門における具体的実施計画を次のように設定する。

##### (1) 管理運営関係

##### ① 機械・設備等保守委託業務関連

施設内の諸設備を良好な状態で機能させるとともに環境・衛生状態を常に良好に維持するため次により委託業務の契約を行う。

ア. 電気工作物の保守点検

イ. 消防設備の保守点検

委託項目：消火器・誘導灯設備・避難器具設備・屋内消火栓設備・  
スプリンクラー設備・自動火災報知設備・ガス洩れ警  
報設備・排煙設備・非常放送設備・非常電源設備

ウ. 冷暖房・給湯設備保守点検

エ. 中央監視盤の保守点検

オ. 日常清掃業務、床面定期、窓ガラス、照明器具、換気扇清掃、塵芥  
処理、配水管洗浄等

カ. 害虫防除業務

- キ. 貯水槽清掃・水質検査
- ク. 環境測定業務
- ケ. エレベーターの保守点検
- コ. 洗濯機等の保守点検

② 防火・防災体制の強化

ア. 防災対策

所轄消防署である本所消防署・東駒形出張所の指導協力を得て、毎月1回自衛消防訓練を実施する。また、大地震等の緊急事態に対処するための飲料水、食料品等、緊急必需品を整備する。

イ. 消防応援協定

墨田区及び近隣2町会（横網町会、石原一丁目町会）と消防応援協定を締結している。

この協定に基づき地域との協力体制の強化に努めるとともに、町会との合同訓練等へ積極的に参加する。

ウ. 自衛消防訓練

自衛消防訓練は年間訓練計画に基づいて実施する。また、日頃より、火災を出さないための啓蒙活動を積極的に行うとともに、消防設備等の機器取扱い訓練等も、引続き積極的に取組んでいくこととする。

自衛消防訓練計画

| 月  | 訓練種別    | 実施内容                 | 備考        |
|----|---------|----------------------|-----------|
| 4  | 放送訓練    | 放送設備の使い方訓練           |           |
| 5  | 消火訓練    | 消火器、消火栓操作訓練          |           |
| 6  | 日中総合訓練  | 日中を想定しての総合訓練         |           |
| 7  | 夜間時総合訓練 | 夜間時を想定しての夜勤者のみでの総合訓練 |           |
| 8  | 日中総合訓練  | 日中を想定しての総合訓練         |           |
| 9  | 視聴覚訓練   | 防災関係ビデオを視聴する         |           |
| 10 | 合同防災訓練  | 横網・石原1丁目合同防災訓練に参加    | 施設外訓練への参加 |
| 11 | 災害対応訓練  | 本所消防署実施の訓練に参加する      |           |
| 12 | 緊急継送訓練  | 継送連絡網を使用して訓練する       |           |
| 1  | 日中総合訓練  | 日中を想定しての総合訓練         |           |
| 2  | 日中総合訓練  | 地震を想定しての訓練           |           |
| 3  | 夜間時総合訓練 | 夜間時を想定しての夜勤者のみでの総合訓練 |           |

③ 各種委員会活動の充実（参考1・p.24）

施設運営に必要な各種委員会活動を行っていく。委員会活動に際しては、できるだけ効率的な運営と継続的な取り組み、組織の方針の理解・伝達や、職員間のコミュニケーション（意思統一）・モチベーションの向上等を図り、より質の高いサービス提供を目指す。

④ 職員教育（研修）の体制整備、研修（各種委員会）の充実

人づくりを重点項目として位置付け、職員教育（研修）体制の充実を図る。

この研修（各種委員会）を通じて、職員が責任をもって職務を遂行できるよう専門的知識・技術を習得させサービスの均一化・同質化を図り、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるため、以下の研修計画により研修を実施する。

ア. 施設外研修

| 主催者種別 | 研修対象者の選考基準                                                                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都   | 全職種を対象とするが、研修受講者については研修内容を充分検討し適任者を指名する。また、参加した受講者は研修効果を高めるため関係職員に対し伝達講習を行い、意見の交換を行う。 |
| 全老施協  |                                                                                       |
| 東社協   |                                                                                       |
| その他   |                                                                                       |

イ. 施設内研修

施設内研修は「施設内研修計画」に基づき実施するものとし、研修内容（階層別研修、課題別研修、新人研修など）の充実を図る。